

移動タンク貯蔵所の適正な手続きのお願い

売買等で移動タンク貯蔵所の所有者などが変更となる場合や移動タンクの本拠となる駐車場所（常置場所）が変更となる場合などは、管轄消防本部への手続きが必要となります。

<申請届出が必要な例>

◆A市からB市に常置場所変更

⇒ B市を管轄する消防本部に申請

◆移動タンク貯蔵所の売買等を行ったとき

⇒ 常置場所を管轄する消防本部に譲渡又は引渡の届出

【届出が必要な売買例】

- ①オークション等での売買
- ②仲介業者を介する売買
- ③中古車販売業者への売却

◆使用しなくなったので廃車

⇒ 常置場所を管轄する消防本部に廃止手続き

◆危険物以外の物品を貯蔵する

⇒ 常置場所を管轄する消防本部に手続きの相談

常置場所の変更、売却や
廃車する場合は、最寄り
の消防署へ事前にご相談
ください。



↓裏面もご覧ください。

消防法により移動タンク貯蔵所に積載しておかなければいけない書類をご確認ください。

移動タンク貯蔵所積載義務書類

1. 完成検査済証(※原本)

2. 定期点検記録

定期点検1年に1回以上実施し、その記録は3年分積載(保存)します。定期点検実施項目の1つであるタンク本体の圧力点検は5年に1回実施し、その記録は10年間積載します。

3. 譲渡又は引渡しに関する届出書

(※消防本部受理済みのもの)

4. 品名・数量又は倍数変更の届出書

(※消防本部受理済みのもの)

【お問い合わせ】

会津若松地方広域市町村圏整備組合

消防本部予防課 TEL: 0242-59-1403

会津若松消防署 予防係 TEL: 0242-25-1205

猪苗代消防署 予防係 TEL: 0242-62-4433

会津坂下消防署 予防係 TEL: 0242-84-2119

会津美里消防署 予防係 TEL: 0242-54-2119